

Title	古版経済書解題 ジョン・クック著 一千六百四十八年版 唯一緊要事、一名、貧民の訴訟
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1937
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.31, No.3 (1937. 3) ,p.441(101)- 450(110)
JaLC DOI	10.14991/001.19370301-0101
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19370301-0101">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19370301-0101</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

附記

一月六日、筆者望月玉三君、入營の爲め北海道旭川に向つて出發するに際し、大磯の山莊を訪れて、本稿を余に託せらる。望月君尙ほ在京ならば、余は同君と卓を挟んで本稿の主題に就いて論究し、更らに推敲を求む可き點なきに非ざる可しと雖も、同君は既に遠く北海道の兵舎に在つて相見ること難し、余は自己の獨斷を以つて妄りに本稿に加筆することを慎み、能ふ限り、原文の態を尊重するに努めたのであるが、唯だ少しく思ふ所あつて、本稿の第一及び第二の兩項を削除し、茲には専ら第三項のみを掲ぐることにした。聊か右の次第を記して、筆者の寛恕を乞ふ。

高橋誠一郎

古 版 經 濟 書 解 題

ジョン・クック著一千六百四十八年版『唯一緊要事、一名、貧民の訴訟』

高橋誠一郎

私はチャールズ一世の「弒逆者」ジョン・クック (John Cooke) の著に『唯一緊要事、一名、貧民の訴訟』(Unum Necessarium: or, The Poore Mans Case: being an Expedient to make Provision for all poore People in the Kingdome.) と題する一千六百四十八年出版の書の存することを知り、昭和七年版拙著『重商主義經濟學說研究』中に、同一時代に公にせられたる類書と共に其の表題を掲げたのであるが、本書は頗る稀覯の書であつて、私は當時に於いては未だ親しく之れを手にすることが出来ず、僅かに其の書名を記載することを得たに過ぎなかつた。(同書七〇三頁参照)。然るに最近に至つて此の書が倫敦の古書肆ヘンリー・スチーヴンス (Henry Stevens, Son & Stes.) のカタログに掲載せられつゝあるを知り、直ちに之れを買取ることが出来たのを機會として、聊か茲に其の内容を紹介することとする。

本書の表題頁は著者の名を Cooke と著し、彼れが倫敦四法學院の一たるグレース・イン (Gray's Inn. 茲には

Graies Inne. に綴る)に屬せる法曹たることを示してゐるが、他書は多く Cook と綴つてゐる。又、カニングム (W. Cunningham) は彼れをサー・ジョン・クックと記してゐるが、彼れはサーの稱號を有することがなかつたようである。(The Growth of English Industry and Commerce in Modern Times, The Mercantile System, 1903, p. 572.)

二

クックは『箴言』第十一章第二十六節「穀物を藏めて糶ざる者は民に誼はる、然れど售る者の首には祝福あり」の語を以つて其の題句と爲してゐる。

總べての人が富裕であつたならば、慈善は殆んど全く行はるゝことがないであらう、是に於いて乎、基督は言ふ、富める人々をして善事を行はしむるが爲めに、貧き者は常に汝等と共に在るのであると。飢饉を豫防するが爲めに豊年に穀物を貯藏する者は善良なる國民 (Common-wealths-man) である、又不廉なる年に於いて貧民が彼れに依つて生活し得るやうに相當なる價格を以つて之れを賣らんとする者は慈善家である。然しながら、金の爲めには何事をも辭せざる殘忍なる一定の人々が此の王國に於いて行へるが如く、缺乏を來さしむるが爲めに穀物を貯藏し、若しくは舊貯藏品を保留するは殺人の罪に類するものであつて、此の世に於いて處罰せられずして終ることが極めて稀れである。(ibid., pp. 4-5.)

或る者は人々を強制して一ブッシェル十グロート若しくは三志六片と云ふが如き相當なる價格を以つて大麥を販賣せしめんとするに頗る銳意であるが、他の者は麥酒原料たる麥芽を作ることを抑制するを以つて、換言すれば、此の凶荒時に於いては如何なる人と雖も一ブッシェル四志以上を以つてしては何等の麥芽をも販賣するを得ざる旨

*Unum Necessarium:*  
OR  
**The Poore Mans Case:**  
BEING  
An Expedient to make Provision for all  
poore People in the Kingdome.  
*Humbly presented to the higher Powers:*  
Begging some Angelicall Ordinance, for the speedy  
abating of the prizes of Corne, without which, the ruine  
of many thousands (in humane judg-  
ment) is inevitable.

*In all humility propounding, that the readiest way is a sup-  
pression or regulation of Innes and Ale-houfes, where halfe the  
Barley is walled in excesse: Proving them by Law to be all in a Pre-  
sumure, and the grand concernment, that none which have been no-  
toriously disaffected, and enemies to common honesty and civility,  
should sell any Wine, strong Ale, or Beere, but others to be licensed  
by a Committee in every County, upon recommendation of the Mi-  
nister, and such of the Inhabitants in every Parish, where need re-  
quires, that have been faithfull to the Publike.*

*Wherein there is a Hue-and-Cry againit Drunkards, as the most  
dangerous Antinomians: And against Ingrossers, to make a dearth,  
and cruell Misers, which are the Caterpillars and Bane of this King-  
dome.*

By *John Cooke*, of Graies Inne, Barrester.

*Prov. 11. 26. He that withholdeth corne, the people shall curse  
him, but blessing shall be upon the head of him that selleth it.*

L O N D O N,  
Printed for *Matthew Walbancke* at Graies Inne Gate. 1648.

を令するを以つて最良方法と做すの意見を有してゐる。而も著者は總べての麥酒店(Ale-houses)を即時禁壓し、宿屋を改良するを以つて神及び總べての善人の意に適ふ最も有效なる救濟策なりと認める。(Ibid., pp. 7, 8)。彼れを以つて觀れば、總べて食物の不足を生ぜしむるが爲めに穀物を買占むるは國家に對する叛逆罪であつて、之れを犯す者は父殺しの極刑に處せらる可きものである。(Ibid., p. 10)。

著者は昨年よりも今年は概して穀物不足なりと做すに於いて異存なきも、而も或る人々の心情の冷酷と他の人々の法外なる放逸及び無節制がなかつたならば、吾人は多く食料不足を恐るゝの要なきものと觀る。彼れは大麥が麥芽に變ぜしめらるゝことがなかつたならば、此の國に於いては總べての貧民が相當なる價格を以つて取得し得るに充分なる大麥の存在を見る可きであると考へる。(Ibid., p. 29)。

三

著者は貧民の爲めの十二の提案及び歎願を掲げる。

第一、貸手が元金以上に徴收せる利子は總べて没收せらる可きことを規定せるエリザベス女王第三十九年法律第十八號、酩酊及び酒狂に對し、又呪詛及び調伏に對する條例(ジェームズ一世第一法律第九號、同第四年第五號、同第七年第十號、同第二十一年第七號)の如き總べての公正なる刑法に由つて没收せられたるものは貧民に與へらる可く、而して贈與及び遺贈によつて當然貧民に歸す可き巨額の貨幣存するが故に、慈善的行使に關する諸條例は迅速に實施せらる可きである。(Ibid., pp. 48-49)。第二、何等の利子をも支拂ふことなく擔保に對して小額の貨幣を貧民に貸與する一定の方法が案出せらる可きである。(Ibid., pp. 49-50)。第三、手金は神の金なるが故に、國內に存する總べての證據金は貧民に與へらる可きものである。(Ibid., pp. 50-51)。第四、一日二回食卓の用意を

行ふことなく、一度の正餐と夜に於いて簡單なる飲食を爲すに過ぎざる名譽あり、地位あり、資産ある總べての人は、諸物價が更らに低廉と爲るに至るまで、斯くの如きたしなみよき儉約によつて節し得たる所のものを貧民に與ふ可きである。(Ibid., p. 50)。第五、大麥の保存の爲めに、視意を表して乾益することを廢す可きである。最良なる事物は、其の必要なる際には、之れが濫用せらるゝを懼れて使用を廢止せらる可きではないが、而も緊要ならざる事物が概して濫用せらるゝ場合には、是れ等のものは須らく除去せらる可きである、原始基督教徒の間に行はれたる神聖接吻及び禮儀接吻の如きは是れである。(Ibid., pp. 51-52)。第六、賭博に於いて贏ち得たる總べての貨幣は貧民に與へらる可きである。(Ibid., pp. 53-54)。第七、紛失せる後、偶然に發見せられたる物、及び自然の贈物たる鑛山は救貧の目的に供せらる可きである。(Ibid., p. 55)。第八、哀悼に際して不必要に費さるゝ所のものは快く貧民を賑恤するを得可きである。(Ibid., pp. 55-57)。第九、貧民は磨屋トキの磨賃を支拂ふことなく、篩粉器(boulting mill)と稱せらるゝ穀物を食ふ機械の大濫用を免れて、其の贈物を取得するを得可きである。(Ibid., pp. 57-58)。第十、國內に於いて聖職に在る者、殊に又、寺院の財産を領する俗人は慈善及び欸待の範を他に對して示す可く、而して英國の僧侶はマンモン崇拜たる貪慾に對して怒りの神箭を射らしむ可きである。(Ibid., pp. 58-59)。第十一、貧民が一回の往診に對して十志を支拂ふの苦痛は往々にして病氣其の者と等しく堪へ難きものであるが、而も尙ほ生命は甘美なるものであり、如何にしても醫師は迎へられざるを得ざるを以つて、彼れ等は謝禮を受くることなくして貧民を診察す可きである。(Ibid., pp. 4(6)1-65)。第十二、辯護士は謝禮を受くることなくして懇切に其の最良なる助言を貧民に與ふ可きである。(Ibid., pp. 65-68)。

四

本書は戦争に次ぐに飢饉を以つてせる非常時英國の著作である。基督は人々の飢えたる時、憐みの情に動されて、彼れ等の集團に食を給するが爲めに奇蹟を行つた。あらゆる人をして唯一の緊要事として此の點を研究せしめ、而して貧しき人々は餓死せしめらる可きに非ざるが故に、穀物の價格を引下ぐるが爲めに一定の有効なる方法を議定し、救済策を提起せんことを萬人恰も一人の如くに議會に向つて請願す可きである。(ibid., p. 6.)。クックはアリストテレース及び總べての羅馬の著者に賛してプラトーンの不當なる意見を排斥する。財産並びに土地及び財貨の分割は神及び自然の法に由つて存在する。而も亦、或る人は宴飲し、他は飢餓す可きではない。(ibid., p. 12.)。萬人をして平等一様ならしめんとするはユートピア的妄想であつて、聖書は斯くの如き事を提唱するものではない。貧民は常に汝と共に存しなければならぬ。然しながら、英國内には一人の乞食と雖も存せしむ可きでない。彼れ等は人間よりも寧ろ獸の如くに生活する。何人もさまで甚しく富裕なることなく、又、如何なる乞食も許さるゝことがないが、而も彼れ等の間に種々なる階級を有する眞の共和國(Commonwealth)は和蘭である。然しながら、王國及び更らに大なる領域内に於いては更らに大なる不權衡存し、勇猛なる貴族は王國の堡壘であり、寛大なる富者は大道の日時計の如きものである。彼れは多くを施與するも、而も實際上、太陽が地球上に其の光線を配分するに由つて失ふ以上に、其の慈善に由つて失ふことがない。蓋し、そは播種に外ならざるが故である。(ibid., p. 36.)。

社會及び産業組織の變化に連れて貧民階級の數が日々増加するの傾向があつたに拘らず、慈善的救済の手段は削減せられた。隸民、マナア及び騎士の時代は終つた、是れ等のものは職人、賃銀労働者、教區、交易者及び商人に道を譲つた。斯くの如き舊社會組織の崩壊から生じた結果の一は貧困と浮浪の増加であつた。這般の問題に對應するが爲めに一千六百〇一年エリザベス女王の救貧條例(43 Eliz. c. 2)は通過を見たのである。而も、リチャード・

ダンニング(Richard Dunning)の著と推定せらるゝBread for the Poor. と題する一千六百九十八年版の小冊子の記するが如く、此の條例に據つて、諸教區は賦課を爲すことを得たるに拘らず、幾多の場所に於いては斯くの如き課税は爾後二十年、三十年若しくは四十年間行はるゝことがなかつた。(A Collections of Pamphlets concerning the Poor, 1787, p. 59; Sir Frederic Morton Eden, The State of the Poor: or, An History of the Labouring Classes in England, from the Conquest to the Present Period, vol. I, 1797, p. 144. n.)。一千六百二十二年に現れた M. S. London と署名せる小冊子 Greivous Groines for the Poore, done by a Well-wisher, who wisheth that the Poore of England might be so provided for, as none should neede to go a beggin within this realme. & 亦、貧民に關する諸條例が、優れたものであるに拘らず、勵行せられざりしことを述べ、而して貧民の數が日々増加するに拘らず、此の國の多數の教區、殊に田舎町に於いては最近七ヶ年間、彼れ等の爲めに徴税の行はるゝことがなかつた旨を記してゐる。(ibid., p. 15; Eden, op. cit., pp. 154-155.)。洵にエリザベス朝の救貧條例はチャールズ一世王朝時代の英國の國情には適して居つたが、一千六百六十二年に至る迄に、教區は、交易及び都邑生活の發達に由つて、少くとも町に於いては、最早地方自治の論理的單位若しくは區分たることがないように爲つたのである。(Dorothy Marshall, The English Poor in the Eighteenth Century. A Study in Social and Administrative History, 1926, pp. 3-5.)。

吾人が既に前掲拙著中に於いて述べたるが如く、内亂以後の英國に現れた幾多の小冊子が多くは救貧院を建設し、貧民に「職」を與へんことを提唱せるに拘らず、クックは都市人口數の増加、食料に對する需要の増加に當面して、先づ貧民に「食」を與へんとして、大麥の半ばが浪費せらるゝ旅舎及び麥酒店の禁壓若しくは取締を唱道したので

ある。而して彼れは進んで、個人の經濟的動機を善導して之れを國家的目的に奉仕せしめんことを企圖せるマーカントリズムの流れに従ふよりも、寧ろ退いて、刑罰法を以つて人間の貪慾心よりも強大なるものと觀、前者の力に依つて後者を抑壓制止せんことを期せる中世的思想に黨せんとしたのである。斯くて彼れは前述の如く穀物の買占めを行ふ者を父殺しの罪に問ひ、之れを犬、猿、雄鶏及び毒蛇と共に革製の大桶中に入れて海に流すの極刑に處することをすら辭せざらんとするの語氣を示したのである。

此の小冊子の爲めに草せられた一項が Retrospective Review の第三輯第二卷に載せられてゐる。(Dictionary of National Biography, ed. by Leslie Stephen and Sidney Lee, vol. iv, 1908, p. 996.)

## 五

クックは本書出版以前に A Vindication of the Professors and Profession of the Law, 1648. What the Independents would have, or a character declaring some of their tenets and desires, to disabuse those who speak ill of that they know not, 1647. 及び Redintegratio Amoris, or a union of hearts between the King's most excellent Majesty, the Lords and Commons, Sir Thomas Fairfax and the Army under his command, the Assembly, and every honest man that desires a sound and durable peace, 1647. を著して居た。

本書出版の翌一千六百四十九年一月六日、庶民院がチャールズ一世を審問す可き高等法院を設置するの法律を通過するに及び、クックは國王に對する告訴辯護士の一人に選ばれ、次いで同月十日、共和政府側の訟師に指定せられ、告發の準備を爲すことを命ぜられた。檢事總長スチール (William Steele) が病氣の故を以つて缺席したが爲めに告發は主として彼れによつて執り行はれることゝ爲つた。同月二十日クックは告發した。其の前日、即ち十九日

に聖ジェームス宮に拉致せられたチャールズは此の日審問せらるゝが爲めにウエストミンスター館に引かれた。クックが發言するや、「被告人は其の手に杖を持つて居つたが、之れを擧げて、それを前記クック氏の肩の上に柔かに置き、止めるように彼れに命じた。然しながら、法院長は彼れに進行す可きことを命じたので、彼れは其の語を續けた。(John Nalson, A True Copy of the Journal of the High Court of Justice for the Trial of K. Charles I, 1684, p. 28.) 同月二十三日、國王は同法院の裁判權を論争し、抗辯することを拒否し續けたので、クックは彼れを強制して抗辯せしむるか、若しくは彼れに向つて刑を申渡す可きことを法院に求めた。(ibid., p. 55.) 國王に對して起草せられた告發は A Charge of High Treason and other high crimes exhibited to the High Court of Justice by John Cook, Esq., solicitor-general appointed by the said Court, for and on behalf of the people of England, against Charles Stuart, King of England. と題して刊行せられた。又裁判直後に出版せられたもの King Charles his case, or an appeal to all rational men concerning his trial in the High Court of Justice, being for the most part that which was intended to have been delivered at the bar if the king had pleaded to the charge. があつた。二十七日、國王は死刑を宣告せられ、三十日を以つて刑の執行を受けた。

クックは翌年十二月、愛蘭マンモスターの裁判長に任命せられて同地に赴任し、一千六百五十二年、ウァーターンキーンに於て Monarchy no Creature of God's making, wherein is proved by Scripture and Reason that Monarchical Government is against the Mind of God, and that the execution of the late King was one of the fattest Sacrifices that ever Queen Justice had. を上梓した。彼れは、王黨の勸心を買ふに汲々たるサー・チャールズ・コート (Sir Charles Coote) によつて逮捕せられて、一千六百六十年春、英蘭に送られた。彼れは同年十月十

三日、公判に附せられ、死刑の宣告を受けて、同月十六日、従容且つ欣然として斷頭臺に上つた。(cf. A Composite Collection of the Lives and Speeches of those persons lately executed, by a person of quality, 1661.)  
(四六版七十四頁、ヘンリー・スチーヴンス書店賣價四磅十五志)

## 地主と地借—武藏國八町目村一件

(社會經濟史資料紹介)

野村兼太郎

徳川時代における土地所有の觀念が十分明かでないために、領主、地主、地借、小作、地代、小作料、貢租等の概念も頗る曖昧ならざるを得ないのである。今こゝにそれ等の概念を一々明白にしようと云ふのではない。唯それ等を明かにする一資料として、地主と地借との間に生じた土地貸借に關する爭議を事實のまゝに紹介せんとするに過ぎない。しかしそこには永小作の問題や畑地を屋敷地とする問題、又地代、小作永等の概念等に關聯する多くの問題が含まれてゐる。

武藏國葛飾郡種籠村の名主又兵衛は高九百石餘の大百姓であるが、隣村八町目村にも土地を所有しこれを小作させてゐた。當時(天保三年頃)地主の暮し向が思はしくなくなつて來たためか、地代の引上げ、あるひは又立退かしめんと試みた事件がある。先づ地主側の云ひ分を聞くと、次ぎの如くである。

八町目村の屋敷地三畝六歩、畑貳反壹畝拾五歩を文政十二丑年に地主入用の時は何時でも明渡すと云ふ條件の下で貸與した。屋敷地については地代、畑方については小作永をそれぞれ約定した。然るに寅卯兩年の間、地代と小